

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書 ～令和6年における状況について～（概要）

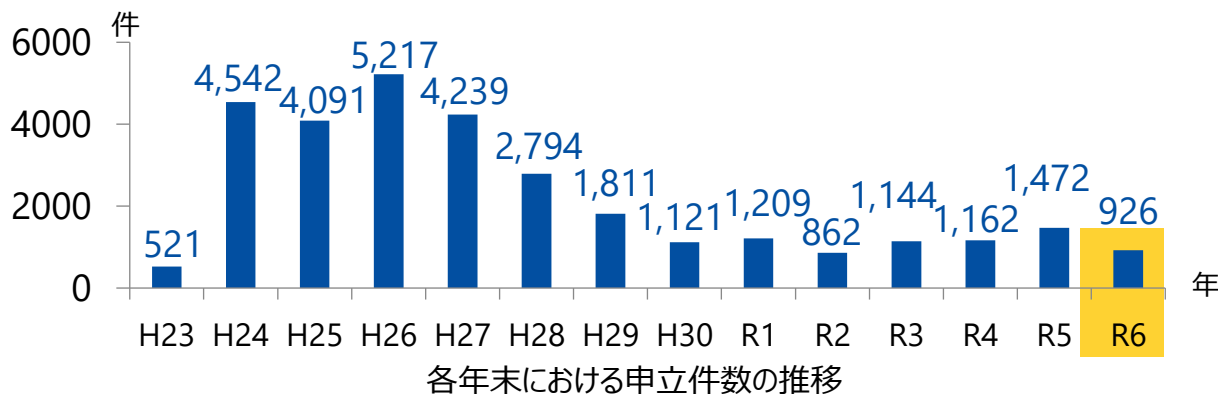
原子力損害賠償紛争解決センターの令和6年1月から12月までの1年間における主な活動状況の概略は以下のとおり。

1. センターの組織

令和6年12月末時点で、仲介委員187名（前年比8名減）、調査官70名（前年比3名増）等、合計367名（前年比9名減）の体制。

2. 申立ての動向

令和6年の申立件数は926件。令和5年の1,472件より546件減少。要因として、令和5年は追加賠償が開始され間もない時期であったことによる申立てが一定程度あったのに対し、令和6年は直接請求による追加賠償の支払いが相当程度完了していること等が考えられる。初回申立ての割合は49.2%。本件事故から時が経過する一方で、なおも引き続きその割合は高い。



令和6年における申立件数の月別内訳

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
39	152	159	54	41	35	100	109	61	88	56	32

3. 和解仲介の取扱いの状況

令和6年の既済件数は1,227件。和解成立件数は約75.8%に当たる930件。累計では、既済件数は30,333件。和解成立件数は約79.3% にあたる24,054件。令和6年に和解が成立した事案は、審理開始から和解案提示まで平均8.6か月。

累計申立件数		31,111	未済件数※		778
累計既済件数		30,333	令和6年の申立件数		926
和解成立		24,054	令和6年の既済件数		1,227
内訳	取下げ	3,587	※令和6年12月末時点		
	打切り	2,690			
	その他	2			

4.広報等

地方公共団体等と連携して申立方法等についての説明会を合計111回開催。説明会を通じた申立ては401件（43.3%）。また、新たな取組として福島事務所における夜間臨時開所も実施。

令和6年における説明会の実施状況

開催期間	回数	協力機関	場所・場面	合計申立件数
2月8日～3月11日	12回	南相馬市	確定申告会場	85件
2月15日～3月15日	16回	浪江町	確定申告会場	42件
2月15日～3月13日	8回	富岡町	確定申告会場	31件
2月26日～2月28日	3回	双葉町	確定申告会場	8件
3月1日～3月11日	2回	福島県	確定申告会場	16件
3月2日	1回	福島県	相談会場	3件
3月6日～3月13日	4回	大熊町	確定申告会場	11件
7月2日～8月29日	26回	南相馬市	健康診断会場	121件
9月9日～10月26日	6回	浪江町	健康診断会場	28件
10月10日～10月11日	2回	富岡町	健康診断会場	10件
10月30日～12月10日	5回	大熊町	健康診断会場	21件
毎月1回程度	9回	富岡町	定期個別説明会	3件
上記以外	17回	NPO法人 等	福島県、神奈川県、大阪府	22件

5.中間指針第五次追補

第五次追補に係る賠償を含む和解成立事件は全体の約8割。センターとしては、第五次追補策定前と同様に、各事案の個別具体的な事情を踏まえ、目安を超える増額が必要と判断される事案については、適切妥当に増額する和解案を提示する方針。例えば、各事案の個別具体的な事情を踏まえて日常生活阻害慰謝料や生活基盤喪失・変容による精神的損害に係る慰謝料の増額を認める和解事例は集積している。

6.当面の課題と解決に向けた取組

ALPS処理水に係る対応（申立状況について）

ALPS 処理水の海洋放出に係る風評被害に関連する賠償請求を含む申立件数は、令和6年末までに26件。そのうち令和6年末までの既済件数は3件。既済事由の内訳は和解成立2件、打ち切り1件。

審理の現状と課題

センターとしては、被害者が制度全体を通じて十分な救済を得て実質的な紛争解決が図られるよう、今後とも紛争解決機関としての役割を果たしていきたい。東京電力が和解案を拒否したために打ち切りとなった事案は、令和3年、令和4年、令和5年に引き続きなかった。東京電力は和解案の尊重を明言していることを再認識した上で紛争解決に向けた働きかけに真摯に対応するよう引き続き求めたい。

広報等における課題

初回申立てが今なお約半数であることなども踏まえ、被災者の方にセンターの存在や和解仲介手続の仕組み等についてより認識を深めていただき、その救済を実効的なものにするため、効果的な広報・周知活動を検討し、展開していきたい。